

## 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定及び改正、解除について

下記の地区について指定及び改正、解除がありましたのでお知らせします。詳細は、関係土木事務所にご照会ください。

### ◆指定等区域 西宮市塩瀬町名塩地区

- 指定等区域数及び公示日等
  - ・土砂災害警戒区域 新規指定 2箇所 (急傾斜地の崩壊 2箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 330号
  - ・土砂災害警戒区域 一部改正 3箇所 (急傾斜地の崩壊 3箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 337号
  - ・土砂災害警戒区域 解除 2箇所 (急傾斜地の崩壊 2箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 348号
  - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 20箇所 (急傾斜地の崩壊 18箇所、土石流 2箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 350号
- 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)  
阪神南県民センター西宮土木事務所管理第 2課 (電話: 0798-39-6131)

### ◆改正区域 芦屋市山手町(山手(2)I)

- 改正区域数及び公示日等
  - ・土砂災害特別警戒区域 一部改正 1箇所 (急傾斜地の崩壊)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 362号
- 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)  
阪神南県民センター西宮土木事務所管理第 2課 (電話: 0798-39-6131)

### ◆指定等区域 川西市中西部地区

- 指定等区域数及び公示日等
  - ・土砂災害警戒区域 新規指定 12箇所 (急傾斜地の崩壊 8箇所、土石流 4箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 331号
  - ・土砂災害警戒区域 解除 1箇所 (急傾斜地の崩壊)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 349号
  - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 32箇所 (急傾斜地の崩壊 23箇所、土石流 9箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 351号
- 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)  
阪神北県民局宝塚土木事務所管理第 2課 (電話: 0797-83-3203)

### ◆指定区域 多可町八千代区中野間、下野間、仕出原、下三原、大和(柳山寺)

- 指定区域数及び公示日等
  - ・土砂災害警戒区域 一部改正 4箇所 (急傾斜地の崩壊 4箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 338号
  - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 37箇所 (急傾斜地の崩壊 32箇所、土石流 5箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 352号
- 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)  
北播磨県民局加東土木事務所管理課 (電話: 0795-42-9389)

### ◆指定区域 姫路市夢前町北部地区

- 指定区域数及び公示日等
  - ・土砂災害警戒区域 新規指定 1箇所 (急傾斜地の崩壊)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 332号
  - ・土砂災害警戒区域 一部改正 19箇所 (急傾斜地の崩壊 16箇所、土石流 3箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 339、340号
  - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 182箇所  
(急傾斜地の崩壊 148箇所、土石流 34箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 353号
- 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)  
中播磨県民センター姫路土木事務所管理第 2課 (電話: 079-281-9460)

### ◆指定区域 姫路市家島町地区

- 指定区域数及び公示日等
  - ・土砂災害警戒区域 一部改正 1箇所 (急傾斜地の崩壊)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 341号
  - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 4箇所 (急傾斜地の崩壊 4箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 354号
- 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)  
中播磨県民センター姫路港管理事務所業務管理課 (電話: 079-235-1895)

### ◆指定区域 上郡町

#### (1) 上郡地区、山野里地区、高田地区、高田台地区 (2) 赤松地区、船坂地区

- 指定区域数及び公示日等
  - (1) 上郡地区、山野里地区、高田地区、高田台地区
    - ・土砂災害警戒区域 新規指定 1箇所 (急傾斜地の崩壊)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 333号
    - ・土砂災害警戒区域 一部改正 5箇所 (急傾斜地の崩壊 4箇所、土石流 1箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 343号
    - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 62箇所 (急傾斜地の崩壊 48箇所、土石流 14箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 355号
  - (2) 赤松地区、船坂地区
    - ・土砂災害警戒区域 新規指定 1箇所 (急傾斜地の崩壊)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 334号
    - ・土砂災害警戒区域 一部改正 7箇所 (急傾斜地の崩壊 2箇所、土石流 5箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 342、343号
    - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 109箇所  
(急傾斜地の崩壊 86箇所、土石流 23箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 356号
- 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)  
西播磨県民局光都土木事務所管理課 (電話: 0791-58-2235)

### ◆指定区域 佐用町石井地区

- 指定区域数及び公示日等
  - ・土砂災害警戒区域 一部改正 8箇所 (急傾斜地の崩壊 6箇所、土石流 2箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 344号
  - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 78箇所 (急傾斜地の崩壊 57箇所、土石流 21箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 357号
- 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)  
西播磨県民局光都土木事務所管理課 (電話: 0791-58-2235)

### ◆指定区域 (1) 豊岡市竹野町 (2) 豊岡市出石町

- 指定区域数及び公示日等
  - (1) 豊岡市竹野町
    - ・土砂災害警戒区域 一部改正 3箇所 (急傾斜地の崩壊 3箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 345号
    - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 29箇所 (急傾斜地の崩壊 23箇所、土石流 6箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 358号
  - (2) 豊岡市出石町
    - ・土砂災害警戒区域 一部改正 5箇所 (急傾斜地の崩壊 5箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 346号
    - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 57箇所 (急傾斜地の崩壊 50箇所、土石流 7箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 359号
- 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)  
但馬県民局豊岡土木事務所管理課 (電話: 0796-26-3741)

### ◆指定区域 養父市広谷地区、養父地区

- 指定区域数及び公示日等
  - ・土砂災害警戒区域 新規指定 2箇所 (急傾斜地の崩壊 2箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 335号
  - ・土砂災害警戒区域 一部改正 4箇所 (急傾斜地の崩壊 2箇所、土石流 2箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 347号
  - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 81箇所 (急傾斜地の崩壊 62箇所、土石流 19箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 360号
- 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)  
但馬県民局養父土木事務所管理課 (電話: 079-662-2173)

### ◆指定区域 淡路市北淡地区

- 指定区域数及び公示日等
  - ・土砂災害警戒区域 新規指定 2箇所 (急傾斜地の崩壊 2箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 336号
  - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 79箇所 (急傾斜地の崩壊 72箇所、土石流 7箇所)  
平成 30年 3月 30日兵庫県告示第 361号
- 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)  
淡路県民局洲本土木事務所管理第 2課 (電話: 0799-26-3228)

## 「宅建業法改正の実務がわかるガイドブック」について

全宅連では、本年 4月 1日に施行された改正宅地建物取引業法に関する「宅建業法改正の実務がわかるガイドブック」を刊行しました。

会員の皆様には、4月号広報誌に同封してお送りする予定です。

## ヴィッセル神戸を応援しています！

兵庫宅建は、ヴィッセル神戸サポートファミリーの一員として、ヴィッセル神戸を応援しています。

会員の皆様も是非スタジアムへ足を運ぶください。